

(13) 主要農作物種子配付要領

制定 平成30年4月1日農産第1561号
農政部長通知
改正 平成31年4月1日農産第1735号
改正 令和2年12月24日農産第1079号

(趣旨)

第1 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(平成31年北海道条例第1号。以下「条例」という。)第10条による道が生産した原種及び原原種の配付は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年4月1日北海道条例第28号)、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)によるほか、この要領の定めるところによる。

(原種の配付)

第2 道が生産した原種は、条例第9条に定める種子計画に基づく指定採種ほ等への配付を円滑に行うため、種子計画に基づく指定採種ほ等への原種の配付の調整を行う者に売り払うものとする。

原種を買い受けようとする者は、別記第1号様式の原種買受申請書を次の期日までに当該原種生産を所轄する総合振興局長又は振興局長(以下「振興局長等」という。)に提出するものとする。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 稲 | 毎年3月31日 |
| (2) 春まき大麦及び春まき小麦 | 毎年3月31日 |
| (3) 秋まき小麦 | 毎年9月30日 |
| (4) 大豆 | 毎年3月31日 |

2 振興局長等は、前項の申請書に基づき、原種の生産された会計年度内に、原種を当該申請者に売り払うものとする。

3 売り払う原種の引渡しは、次によるものとする。ただし、知事が特に定めたものについては、その定めによるものとする。

(1) 委託原種ほ生産原種は、振興局長等が指定する場所

(2) 振興局長等は、買受者から特に発送先につき依頼を受けたときは、その指定する場所まで発送することができる。ただし、その場合における前号の場所からの運賃諸掛は買受者が負担するものとする。

4 振興局長等は、原種の売払いを行ったときは、速やかに別記第2号様式の報告書を知事に提出するものとする。

(原原種の配付)

第3 道が生産した原原種は、条例第9条に定める種子計画に基づく道設置原種ほ及び原原種ほに配付する外、種子計画に基づく指定採種ほ、原種ほ又は原原種ほを設置する者あるいは、知事が必要と認める者に譲与又は売払い(以下「譲与等」という。)を行うものとする。

2 原原種の譲与等を受けようとする者は、別記第3号様式の原原種配付申請書を振興局長等を経由して、知事に提出するものとする。

3 知事は、申請書の内容を審査し、譲与等の決定を行い、振興局長等を経由して申請者に通知するものとする。

4 原原種の引渡しは、売払いの場合は、支払いを確認のうえ、受領書を徴して次により行うものとする。

(1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場遺伝資源部の備蓄庫渡しとする。

(2) 知事は、申請者から発送先につき依頼を受けたときは、その指定する場所まで発送することができる。ただし、その場合における前項の場所からの運賃諸掛は申請者が負担するものとする。

5 道が所有している原種等の種子を譲与する場合は、本項に準ずる。

(売払いの価格)

第4 売払いの価格は、毎年度知事が定める。

2 売払いに伴う代金の歳入科目は次のとおりとする。

款 財産収入

項 財産売払収入

目 物品売払収入

節 農産物売払収入

年 月 日

原 種 買 受 申 請 書

総合振興局長又は振興局長 様

住 所
申請者
氏名又は名称
及び代表者氏名

次のとおり、 年産原種を買受けしたいので申請します。

記

作物名	品種名	数量	金 額				摘要
			単価	金額	消費税	合計金額	
		kg	円/kg	円	円	円	
計							
合計							

注：作物ごとに小計を附すこと。

年産原種売払い報告書

番 号
年 月 日

北海道知事 様

総合振興局長又は振興局長

次のとおり、年産原種の売払いを行ったので報告します。

記

売払先	作物名	品種名	受託者 氏名	数量	金額			代 金 納 月 入 日	
					単 価	金額	消費税		合計金額
				kg	円/kg	円	円	円	
		計							
		合計							

注：作物ごとに小計を附すこと。

原原種配付申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
申請者 団体(会社)名
代表者 氏 名

次のとおり、原原種の譲与（売払い）を受けたいので申請します。

記

生産地	作物名	品種名	種子ほ場区分(採種ほ、原種ほ、原原種ほ、その他()) 計画設置面積	種子生産 予定数量	種子配付 希望数量 (播種用)	備 考 (売払いの場合は、金額を記載)
			a	kg	kg	
	計					
	合計					

注：作物ごとに小計を附すこと。